

市原市金剛地地先における森林法の違反行為について

令和4年12月5日
千葉県農林水産部森林課
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

市原市金剛地地先の森林において、行為者は、森林法（以下、「法」という。）第10条の2の規定による許可を得ず、無許可で再生土による農地を造成し、市道及び隣接地へ土砂等を流出させた。

また、当該地には急こう配の法面が造成され、調節池等の防災施設が設置されていないことを確認した。

このため県では、行為者に対し、行為の中止及び復旧措置を求める行政指導を行ったが、行為者はこれらに従わないため、県は、法第10条の3の規定による復旧を命じた。

- 1 命令を受けた者
住所：千葉県茂原市大沢659番
氏名：株式会社南千葉グリーンファーム 代表取締役 青砥 浩
- 2 命令に係る林地開発区域の所在場所
市原市金剛地字小谷336番 ほか
- 3 法第10条の3の規定による復旧命令をした日
令和4年12月5日